

福祉用具

高額レンタルは正案提示

厚労省 価格公表、点検強化へ

厚生労働省は十二日に開かれた社会保障審議会介護保険部会で、介護保険制度見直しの一環として、車いすやベッドなど福祉用具のレンタルについて、高額な価格設定を是正するための具体案を提示した。レンタル価格の情報提供の推進や、介護保険を運営する市区町村(保険者)、ケアマネジャーのチェック機能強化を進める。

(中根政人)

福祉用具レンタルの高額設定の是正は、利用者に適正なレンタル価格での利用を促し介護費抑制に結び付けることが目的。部会では厚労省が、全ての福祉用具のレンタル価格の情報をインターネット上で公表する仕組みの構築を提案。事業者が極端に高額なレンタル価格を設定する際に事前に市区町村の了解を必要とすることも案として示した。利用者が接する福祉用具

の専門相談員が、製品の価格や特徴を利用者に説明したり複数製品を提示することを義務付ける。専門相談員が作成した貸与計画書を、利用者だけでなく介護サービス計画作成などを担うケアマネジャーにも示して点検できるようにする。レンタル用具の事業者でつくる一般社団法人「日本福祉用具供給協会」は部会で、全国平均価格など事業者が提案する価格と比較で

きるような情報提供を進める対策の実施を表明した。

出席した委員らは、厚労省の提案を実施すべきだとの認識で一致した。同時に「厚労省は標準価格や公定価格の設定を検討すべきだ」との意見も出た。

福祉用具レンタルでは、現在は一割(一定以上の所得がある人は二割)の利用者負担のうち、身体状態が比較的軽い軽度者の負担を引き上げるかどうかも議論し、賛否両論が出た。

要介護1、2の人向けの訪問介護の「生活援助」サービスについて、引き続き介護保険でサービスを維持する案を示しおおむね了承された。介護保険サービスから外して市区町村の事業

に移すことを検討していたが、先行する要支援1、2の訪問介護と通所介護の市区町村事業への移行を優先した。